

虐待に関する見直し案（追加項目）

(6) 虐待 障害を理由として、排除、身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、不作為、**経済的な不利益を生じさせる行為**等の行為することをいう。

解説

虐待防止法において、虐待の類型として、①身体的虐待②性的虐待③心理的虐待④ネグレクト⑤経済的虐待の5つの類型の虐待が規定されています。

小金井市条例における虐待の定義は、虐待防止法と同趣旨ですが、**特に件数が多い類型**障害を理由としてしばしば見られるものについて例示列挙をすることで定義をしています。

なお、「心理的な暴力」とは、障害者に心理的ダメージを与える目的をもってなされる威嚇や暴言等をいい、「心理的な外傷を与える言動」とは、障害者に心理的ダメージを与える目的をもってなされたものではなくても、結果として心理的ダメージを与えることとなる言動をいいます。